

同志社大学大学院司法研究科

2026 年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法 I
担当者：高橋宏司
持込参照：司法試験六法
試験時間：90 分
講評会：

第一問

甲国の丙州に常居所を有する X(甲国と乙国の二重国籍)は、日本に常居所を有する Y(乙国人)を養子とする縁組を行おうとしている。日本から見て、本件縁組の要件は、いずれの法によって定まるか。

なお、甲国は複数の州によって構成され、州によって法を異にしており、国際私法や州際私法についても同じである。丙州の国際私法は、「養子縁組は養子となるべき者の常居所地法による」と規定しており、これが州際私法としても適用されている。乙国の国際私法は、「養子縁組は養親となるべき者の常居所地法による」と規定している。(期末試験総点 80 点中 30 点)

第二問

日本人男 X と付き合っていた甲国人女 Y から A が甲国で出生し、甲国籍を取得した。この状況下において、互いに独立した以下の各問いに答えなさい。なお、本事案においては、反致が成立しないものとする。

(1) 甲国法の下では、非嫡出父子関係は裁判認知によって成立し(民法 a 条)、非嫡出母子関係は分娩の事実により成立する(民法 b 条)。X と A の間に非嫡出父子関係は成立するか。また、Y と A の間に非嫡出母子関係は成立するか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(2) A の出生後、X、Y、A は甲国で同居している。X と Y は婚姻することとし、甲国から日本への郵送により婚姻届をした。両者の婚姻は、方式上有効か。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(3) A の出生後、X と Y は有効に婚姻した。X、Y、A は甲国で同居しており、X は家族の絆を深めるために A を認知することとし、日本に居住する親族に依頼して認知届をした。X には、前妻との間に日本に居住する嫡出子 B がいるが、前妻との離婚後は没交渉であり、B から本件認知に対する同意を得られる見込みはない。A は嫡出子の身分を取得するか。なお、甲国法の下では、認知は裁判認知のみが認められていて(民法 a 条)、それには認知する者の嫡出子の同意が必要とされており(民法 b 条)、婚姻中に父が認知した子は嫡出子の身分を取得する(民法 c 条)。(期末試験総点 80 点中 30 点)